

## 2 動物の適正な管理の普及啓発

番号	対応区分	意見要旨	県の考え方
10	D	<p>(1)動物の適正管理の推進</p> <p>①に追加</p> <p>「不妊去勢手術を促進するため、市町と獣医師会、愛護団体等と連携し犬猫の不妊去勢手術の助成金制度の導入」を追加すべき。</p>	<p>飼養動物の不妊去勢についてはあくまで飼い主の責任で行なわれるべきであると考えています。現時点では犬およびねこの飼養者に対する助成については検討しておりません。</p>
11	E	<p>(1)動物の適正管理の推進</p> <p>「登録・狂犬病予防接種率の向上のため、動物病院等での登録・注射済票交付代行の促進」を追加すべき。</p>	<p>狂犬病予防業務については、毎年、実施主体である市町、獣医師会、保健所で協議を行っており、その中で鑑札、注射済票の交付代行についても、市町で検討いただくよう、提案しております。</p> <p>ご意見については狂犬病予防法の範疇となることから、本計画には記載しておりません。</p>
12	B	<p>「推進の方向と具体的な施策」の中に、「犬の放し飼いの禁止」「遺棄の禁止」「犬やねこが生物多様性に与える影響」について普及啓発するという項目を追加すべきと考えます。</p>	<p>「犬やねこが生物多様性に与える影響」につきましては、⑥の「生物多様性保全上の飼養者責任の重大性」として一括して記載されております。</p> <p>犬の放し飼いの禁止、遺棄の禁止については、個別の項目は立てておりませんが、各論1動物愛護意識の普及啓発の中の(1)動物の正しい飼い方の普及の中で実施していくこととしております。</p>
13	E	<p>【推進の方向と具体的な施策】</p> <p>① 繁殖制限措置の有用性への理解と、その普及啓発に積極的に取り組んでいく。に追加</p> <p>猫の不妊手術を義務化してください。</p>	<p>法の規定により飼い主の責務として「家庭動物の飼養及び保管等に関する基準」が定められており、その中に繁殖制限についても規定があります。</p> <p>今後、この基準についても広報に努め、普及啓発を推進していくつもりです。</p>

番号	対応区分	意見要旨	県の考え方
14	B	海外の野生動物の輸入・販売の監視や規制、および飼育の放棄・遺棄の禁止や野生生物の違法な捕獲等に関しては動物取扱業者や飼育者に対して関係法令の周知徹底を行う必要がある。	動物取扱業者への関係法令の周知や特定動物の飼養者への生物多様性保全上の飼い主責任の重要性を含めた適正飼養管理、その他の動物の飼養者に対する適正飼養管理等については関係部局と連携しその啓発に努めていきたいと考えています。
15	E	(2)啓発活動の強化  「②犬の放し飼いや不適切な多頭飼いによる遺棄、虐待等を防ぐため、市町村や動物愛護推進員と連携して、立ち入り検査も含め、指導する権限を条例に規定する」を追加すべき	既に、各市町には犬の放し飼い等を規制する条例が設置されております。 また、飼育動物の遺棄、虐待等については法により罰則も規定されており、指導については、現時点でも適宜行なっております。
16	E	(2)啓発活動の強化  ア「市町の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化」として下記をご検討ください。 動物に関する様々な相談(動物の遺棄・虐待への対応を含む)に答えられる電話及びFAX、メールの宛先を公開し、そして相談内容を統計的に処理、分析の上、市民ニーズに適切に対処可能とする「動物SOS」の設置	今後の施策を考えていく上での貴重な意見とさせていただきます。
17	B	長崎県では、犬猫の定時定点収集の場所が107カ所もあり、全国でも最も多い数値となっており、この削減は進めていただきたい。	意見を受け止め動物愛護管理の普及啓発に努めてまいります。